

令和 6 年第 4 回（1 2 月）

川 口 市 議 会 定 例 会

報 告 事 項

令和6年第4回（12月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第 32号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	1
報告第 33号	専決処分の報告について（公用自動車によるポール等損傷事故）……………	2
報告第 34号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	3
報告第 35号	専決処分の報告について（学校施設における負傷事故）…………	4

報告第 32号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 令和6年3月16日 |
| 3 | 事故発生場所 | 川口市上青木6丁目10番16号先路上 |
| 4 | 損害賠償の相手方 | 川口市在住
男 性 33歳 |
| 5 | 損害賠償の額 | 52,524円 |

令和6年10月9日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 33号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用自動車によるポール等損傷事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 令和6年3月25日 |
| 3 | 事故発生場所 | 川口市大字木曾呂352番地先路上 |
| 4 | 損害賠償の相手方 | 川口市在住
男 性 79歳 |
| 5 | 損害賠償の額 | 135,000円 |

令和6年10月9日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 34号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|-----------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 令和6年4月23日 |
| 3 | 事故発生場所 | 川口市三ツ和1丁目14番地の3 |
| 4 | 損害賠償の相手方 | 和光市所在 |

株式会社A

- | | | |
|---|--------|---------|
| 5 | 損害賠償の額 | 81,635円 |
|---|--------|---------|

令和6年10月9日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 35号

専決処分の報告について

学校施設における負傷事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|--------------|
| 1 事 故 名 | 学校施設における負傷事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和5年1月8日 |
| 3 事故発生場所 | 市内中学校体育館 |
| 4 損害賠償の相手方 | B共済組合 |
| 5 損害賠償の額 | 50,204円 |

令和6年10月24日

川口市長 奥ノ木 信 夫